

設 計 書

修 繕 名 : 1系・2系減圧弁室屋根修繕

修 繕 場 所 : 山本町豊田48-10 1系減圧弁室  
山川町1002-2 2系減圧弁室

工 期 : 契約締結日の翌日より令和7年3月15日まで

修 繕 概 要 : 本修繕は1系及び2系減圧弁室の屋根が老朽化しているため修繕を行うもの。

- ・1系減圧弁室屋根 塗膜防水(アクリルゴム系) 1式
- ・2系減圧弁室屋根 塗膜防水(アクリルゴム系) 1式
- ・上記作業に必要な清掃・高圧洗浄・昇降足場設置 1式

参考数量

検

設 計 部 課 名 : 久留米市企業局上下水道部浄水管理センター

設計金額

総括書

1系・2系減圧弁室屋根修繕

久留米市企業局

P1

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
直接修繕費					
1系減圧弁室	1	式			第1号内訳書
2系減圧弁室	1	式			第2号内訳書
計					
B. 間接修繕費					
諸経費	1	式			
D. 修繕価格					
E. 消費税相当額					10%
F. 請負修繕費					





# 仕 様 書

(適用)

第1条 本仕様書は1系・2系減圧弁室屋根修繕に適用するものとし、本仕様書・図面により修繕を行うものとする。

(修繕の履行場所)

第2条 本修繕の履行場所は下記のとおりとする。  
1系減圧弁室 山本町豊田48-10  
2系減圧弁室 山川町1002-2

(修繕の施工概要)

第3条 本修繕の施工概要は次のとおりとし、詳細は設計図書、図面に記載する。  
・1系減圧弁室屋根 塗膜防水(アクリルゴム系) 1式  
・2系減圧弁室屋根 塗膜防水(アクリルゴム系) 1式  
・上記作業に必要な清掃・高圧洗浄・昇降足場設置 1式

(作業工程)

第4条 本業務の対象施設は現在稼働中の施設であり、施工にあたっては監督職員と協議を行い、施設の稼働に影響が出ないように、作業計画を立案すること。

(技術基準)

第5条 図面及び仕様書に特記されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械・電気)」(最新版)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気・機械)」(最新版)及び「公共建築設備工事標準図(電気・機械)」(最新版)により施工することを、原則とするが、監督職員の承諾を得ること。

(使用材料)

第6条 本修繕で使用する使用材料は規格品を使用すると共に、事前に監督職員の承諾を受けること。

(安全一般)

第7条 請負者は施工にあたり、安全に留意して現場管理を行い、災害防止に努めなければならない。

(事故処理及び報告義務)

第8条 修繕の施工中に事故が発生した時は、応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに監督職員に報告しなければならない。

(施設の損傷)

第9条 請負者は施工にあたり、施設に損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。損傷を及ぼした場合は、請負者の負担で原形に復旧すること。

(整理整頓)

第10条 修繕の施工期間中、機械工具、資材等はその都度整理し、現場内は常に整理整頓しておかなければならない。

(後片付け)

第11条 修繕の完了後は、速やかに不要資材や仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

(廃棄物の処理)

第12条 本修繕で発生した廃棄物は、関係法令に基づき、請負者の責任において適切に処分しなければならない。

(提出書類)

第13条 請負者は、以下の書類を提出し、その都度、承認・承諾を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 使用材料等承認申請書
- (4) 管理写真
- (5) 完了報告書
- (6) 完了届
- (7) その他監督職員が指示するもの

(暴力団排除に関する事項)

第14条 請負者は、当該工事の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団から不等要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 暴力団等から不等要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(暴力団排除に係る下請契約に関する事項)

第15条 請負者は、当該工事の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
- 2 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

(疑義の発生)

第16条 本仕様書、図面に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書、図面に定めのない事項については監督職員と協議の上、決定するものとする。

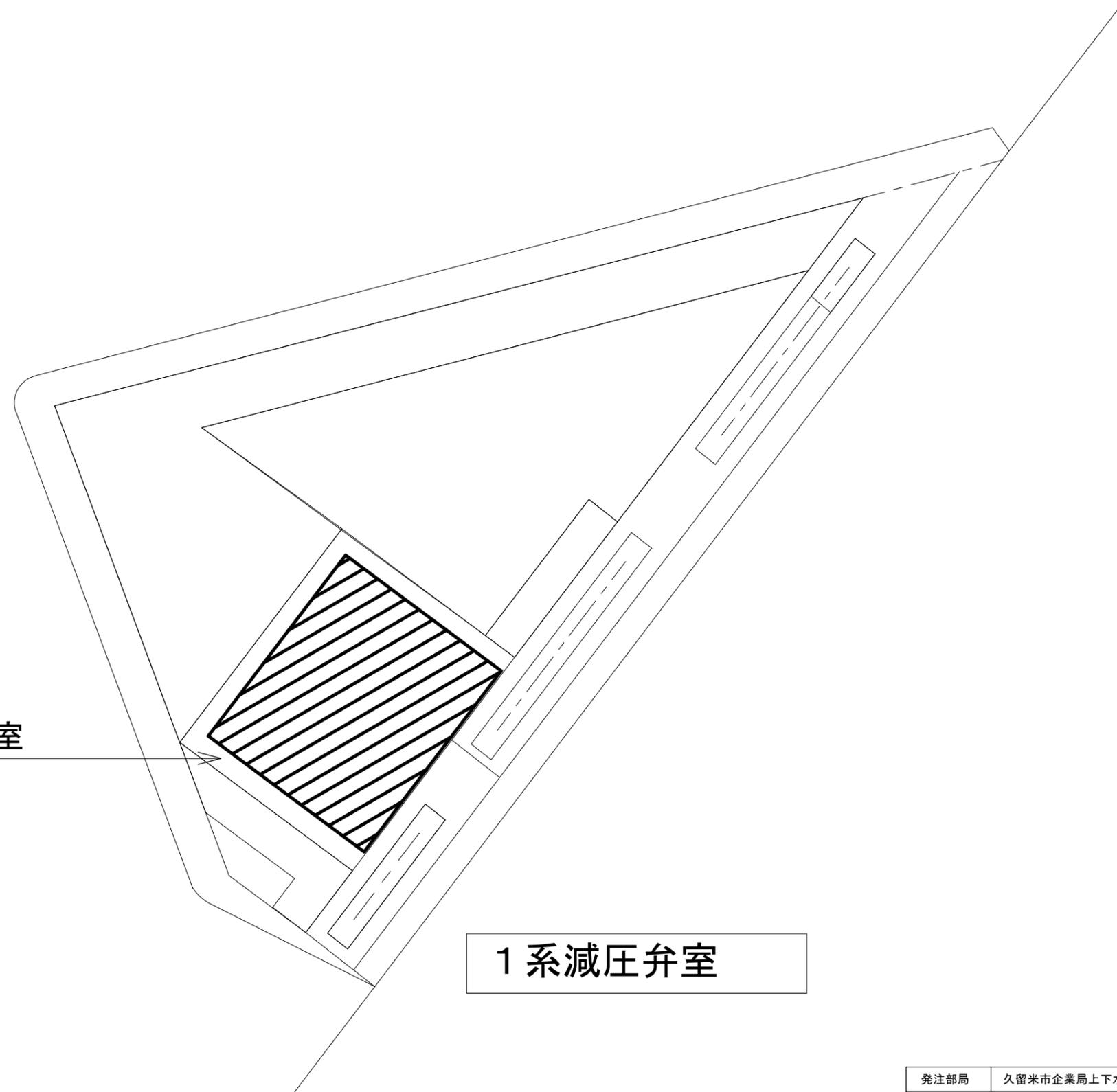
(履行期間)

第17条 本修繕の履行期間は契約日の翌日より令和7年3月15日までとする。

# 位置図



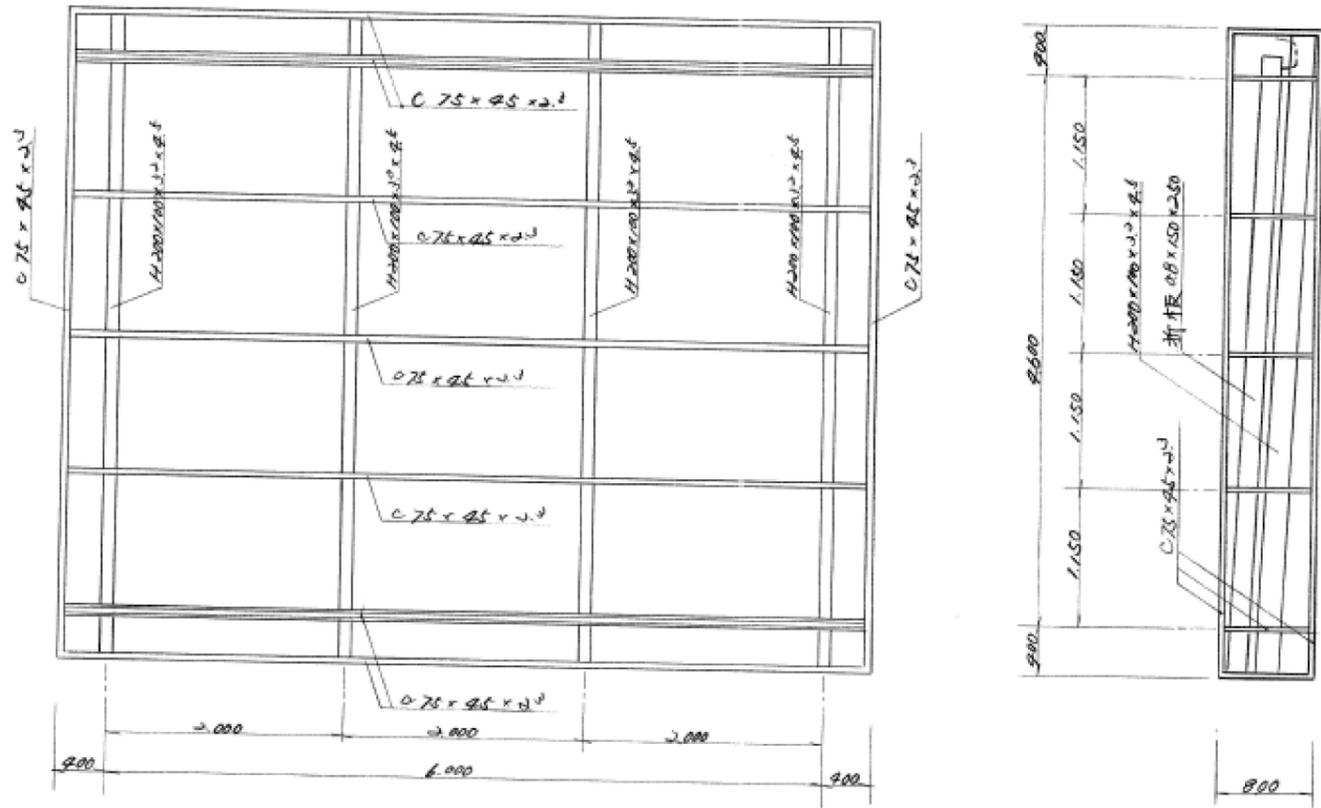




本修繕対象施設：1系減圧弁室

1系減圧弁室

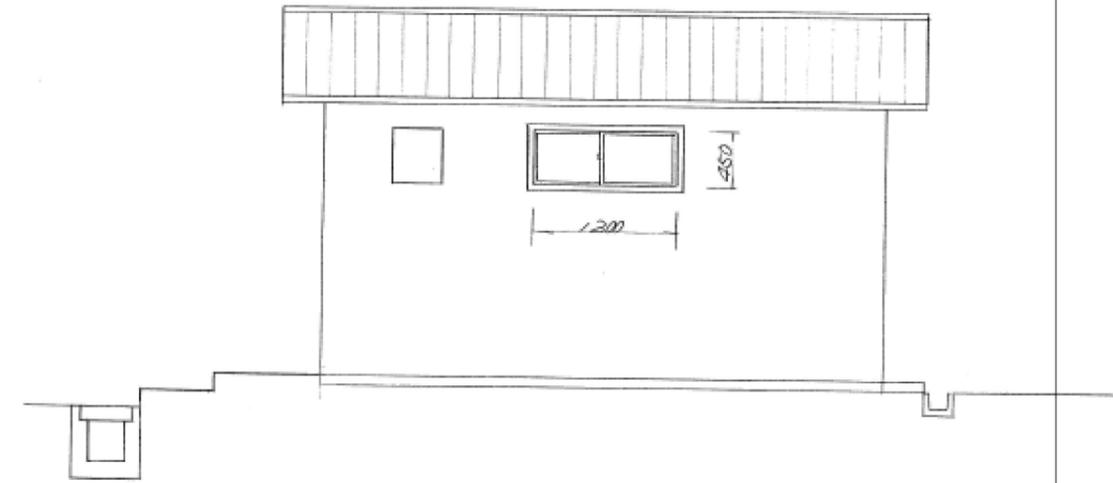
発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	1系減圧弁室配置図		
業務名称	1系・2系減圧弁室屋根修繕		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和6年度
縮尺	1/70	図面番号	02



屋根図

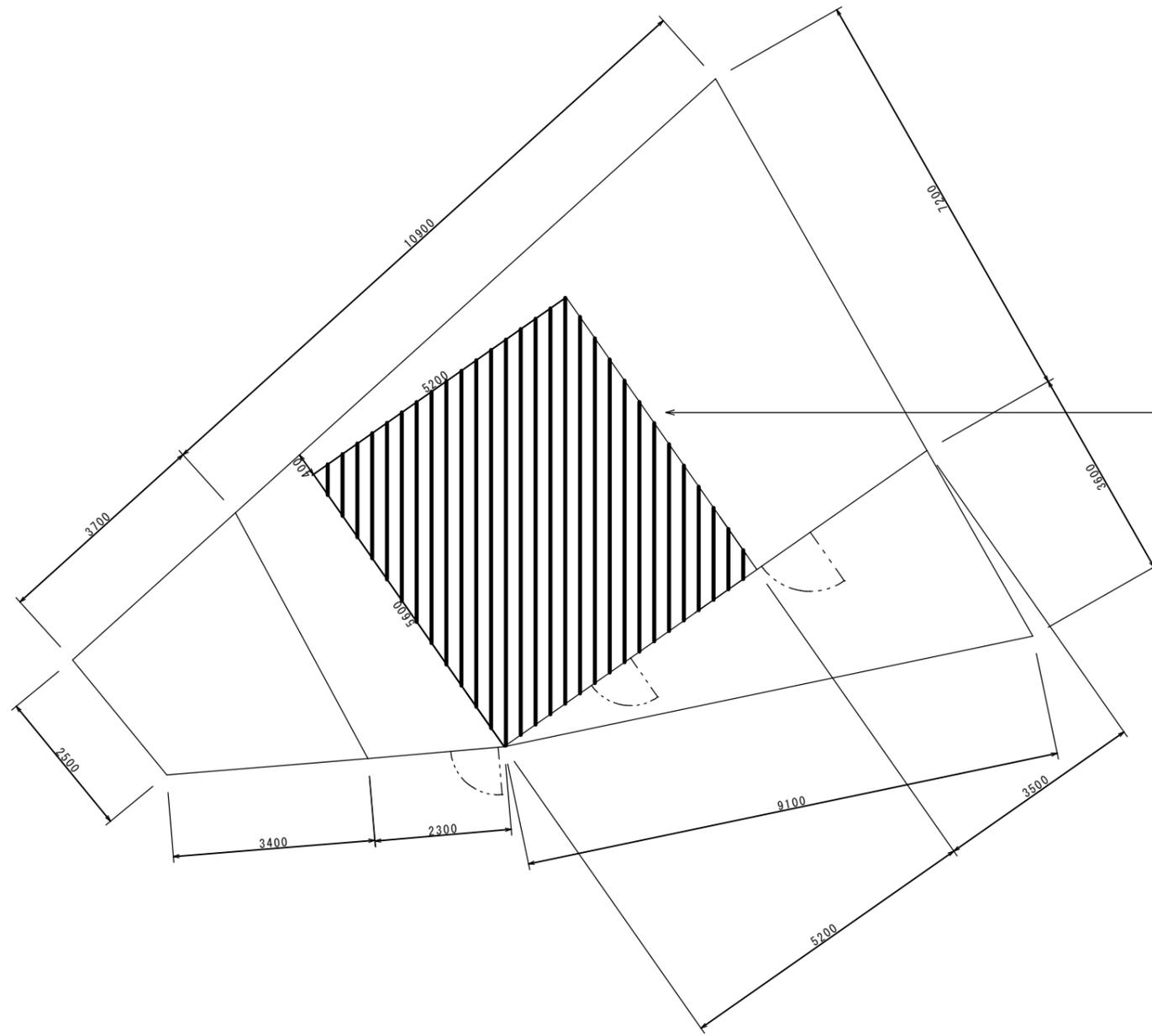
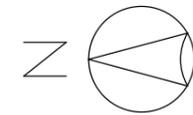


南側立面図



東側立面図

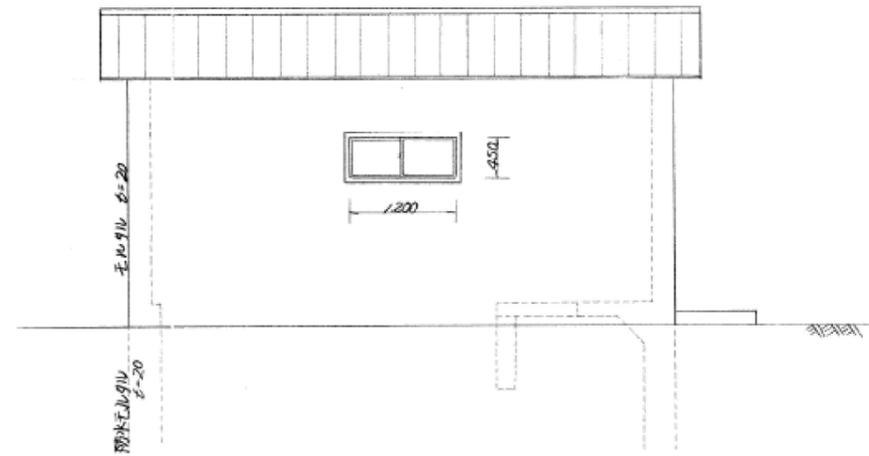
発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	1系減圧弁室屋根・立面図		
業務名称	1系・2系減圧弁室屋根修繕		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和6年度
縮尺	NON	図面番号	03



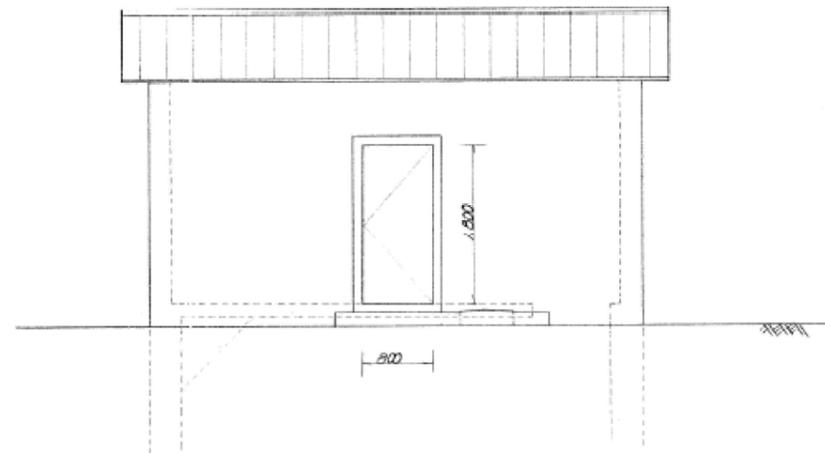
本修繕対象施設：2系減圧弁室

2系減圧弁室

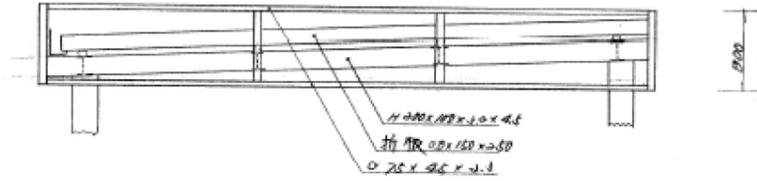
発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	2系減圧弁室配置図		
業務名称	1系・2系減圧弁室屋根修繕		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和6年度
縮尺	S=1/50	図面番号	04



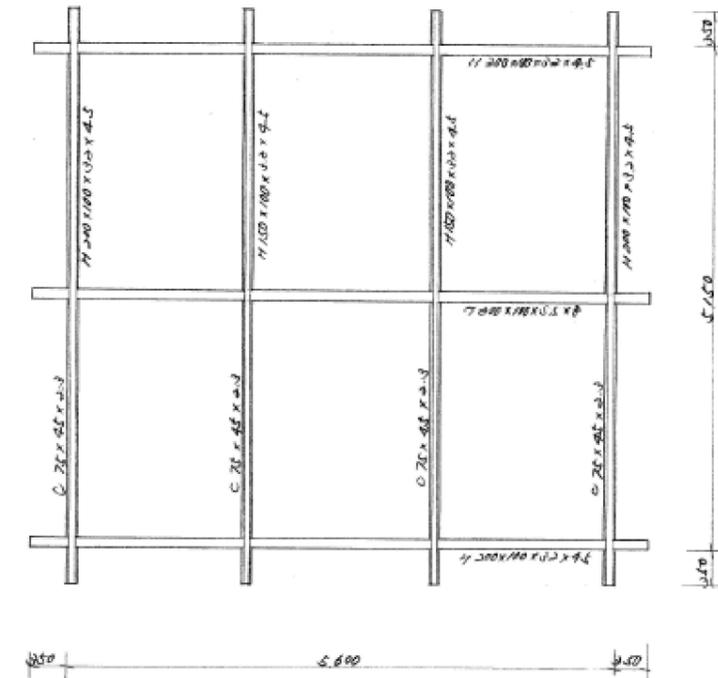
北立面図



西立面図



屋根断面図



屋根図

発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	2系減圧弁室屋根・立面図		
業務名称	1系・2系減圧弁室屋根修繕		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和6年度
縮尺	NON	図面番号	05